

地下街防火・安全計画消防防災評定規程

〔平成13年7月16日〕
消安セ規程第17号

改正 平成25年4月1日消安セ規程第1号

(趣旨)

第一条 一般財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）は、この規程の定めるところにより、駐車場部分を除く延べ面積が三千㎡以上の地下街の新設（増設により当該規模となるものを含む。）及び他の建築物の地下階との接続等に係る防火安全対策について、消防防災の観点から、その内容を評定し、もって地下街における地下火災等に対する安全対策の確保に資するものとする。

(評定の受付等)

第二条 地下街を設置する者が、地下街の防火・安全計画について評定を受けようとするときは、別記様式1号による評定申請書に次に掲げる図書を添付して安全センターに提出するものとする。

一 図面

- ア 計画書 地下街の位置、区域、周辺との関係等を示した図面
- イ 階層別平面図 階層別に歩道、広場、駐車場、車路、店舗、機械室等の平面計画を示した図面
- ウ 避難経路図 地下街からの避難経路を示した図面

二 地下街防火・安全計画書

- ア 地下街防火・安全計画の基本方針
- イ 防火区画、安全区画、避難施設等に関する計画及び避難計算
- ウ 火災感知、警報、消火、避難誘導、消防活動等に関する計画及び消防防災システムの概要
- エ 上記施設・設備等に係る維持管理の主体及びその方法

三 その他評定に当たって必要とする資料

2 申請者は、別に定める手数料を安全センターに納入するものとする。

(委員会)

第三条 地下街防火・安全計画の評定に関し専門技術的に審議するために、安全センター理事長が委嘱する次のアに該当する専門家及びイに該当する専門家二十名以内で構成する地下街防火・安全計画消防防災評定委員会（以下「委員会」という。）を安全センターに設置するものとする。

- ア 火災、建築、機械、電気等について学識（研究実績等）がある者
- イ 火災予防行政の実務に精通している者

- 一 委員の任期は二年とする。
 - 二 委員会には、委員の互選による委員長一名をおき、委員長は委員会を統括するものとする。
 - 三 委員会には、委員長が指名する副委員長一名をおき、委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代行するものとする。
- 2 委員会に特別委員を置くことができる。
 - 一 特別委員は、評定に係る地下街の所在地を管轄する特定行政庁及び消防機関の職員とする。
 - 二 特別委員の任期は、当該評定の審議が終了するまでの間とする。
 - 3 委員会に幹事会を設置することができる。
 - 一 幹事会は、委員長が指名する委員により構成する。
 - 二 幹事会に委員長が指名する主査一名を置き、主査は幹事会を統括する。
 - 4 委員会は、委員の三分の二以上の出席（あらかじめ議事について委任状を提出して欠席した者については、出席とみなすものとする。）により成立するものとする。
 - 5 委員会の審議は、書面によることを原則とし、委員会は、必要に応じて申請者からの事情聴取、実地調査等を行うことができるものとする。
 - 6 委員会は、付議された事案について審議し、その結果を安全センター理事長に報告するものとする。

（評定結果の通知）

第四条 安全センター理事長は、委員会の報告に基づき評定を行い、その結果を別記様式 2号による評定書により申請者に通知するものとする。

（関係資料等の開示の禁止等）

第五条 申請者の利益保護、評定業務の中立性保持その他の必要上、申請者の承諾のある事項、既に公知の事実である事項等開示することが差し支えないものを除き、評定関係資料等の開示は行わないものとする。

2 委員会の会議は、非公開とする。

（補則）

第六条 地下街防火・安全計画の評定について必要な事項は、この規程に定めるもののほか安全センター理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 13 年 7 月 16 日から実施する。
- 2 地下街防火・安全計画評定規程（昭和 61 年消安々規程第 6 号）は廃止する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

別記様式1号

地下街防火・安全計画消防防災評定申請書

年 月 日

一般財団法人日本消防設備安全センター理事長殿

申請者 住所
 法人名
 代表者名 印

下記について地下街防火・安全計画の消防防災評定を受けたいので、関係図書を添えて申請します。

記

1 地下街の名称

2 地下街の位置

3 評定区分

別記様式 2 号

(文書番号)

年 月 日

申請者

法人名

代表者名

殿

一般財団法人日本消防設備安全センター
理事長

評 定 書

件名

(評定内容)